

第15次 いわき市水道事業経営審議会（第10回）議事録

- 1 日時 平成28年5月26日（木） 午後3時～午後5時
- 2 場所 水道局3階 第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 (出席：12名)
井上広信、岩崎楨子、佐藤弓子、高橋孝光、長谷川純一郎、初瀬富士美、古川広子、村田和子、村田裕之、松浦晋也、矢作すみ枝、山田肇、
(欠席：2名)
石山伯夫、吉田恭子
※ 50音順。敬称略
 - (2) 事務局 仲野管理者、上遠野局長、志賀次長、佐藤総務課長、渡邊経営企画課長、酒井営業課長、則政配水課長、永山工務課長、小野浄水課長、馬上南部工事事務所長、小野総務課統括主幹、吉田営業課長補佐、横田配水課主幹、三浦工務課長補佐、熊倉浄水課長補佐
○経営企画課
阿部課長補佐、須藤企画係長、遠藤財政係長
企画係 [内田、志賀、佐藤]
- 4 会議形式 非公開
- 5 傍聴者数 0名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事録署名人の指名
 - (4) 審議事項
 - ア 会議の公開・非公開について
 - イ 前回の議事録について
 - ウ 水道料金のしくみについて（補足説明）
 - エ 水道料金制度のあり方について
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事録署名人の指名
議事録署名人は、会長の指名により、高橋委員と松浦委員に決定した。
- 8 審議事項
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - 事務局より、本日の審議内容は、水道料金制度に係る今後のあり方や見直しの方向性などについての具体的内容であるため取り扱いに慎重を期すべき案件が含まれていることから、会議内容の公開・非公開を判断いただくよう提案があった。審議会は、慎重を期すべき案件が含まれていることから、非公開での開催と決定した。

(2) 前回の議事録について

前回（第9回）の議事録（案）が承認された。

(3) 水道料金のしくみ（補足説明）について

<事務局説明>（前回宿題）

○ [質問] 同規模事業体及び中核市、県内主要都市等 51 事業体中、用途別料金体系を採用している 8 事業体はどのような区分けにしているのか。

[回答] 分類は、各事業体によって様々であるが、おおまかには、家事・一般用、業務用、浴場用、臨時用などに分類されており、その用途区分によって、各事業体で料金設定を行っている。

○ [質問] 用途別料金体系を採用している事業体における用途の決定方法はどのようにしているか。

[回答] 具体的には、水道施設の新設工事の実施（新築）に伴う、申請書提出の際に確認する方法や、水道使用の開始受付の際に、お客様より聞き取りし確認する方法などにより、各事業体とも用途別料金体系における問題点であるといわれている用途区分の基準の不明確という点に対し、工夫をして対処している。

(4) 水道料金制度のあり方について

<事務局説明>

○ 資料 16 「水道料金制度のあり方」に基づき説明がなされた。

- ・ 本市の水道料金制度の現状と課題
- ・ 料金制度見直しの必要性
- ・ 逦増型料金制度見直しにあたっての考え方
- ・ 問題点を踏まえた見直し方法
- ・ その他の見直し方法

<審議要旨（委員発言はアンダーライン）>

○ 審議スケジュールについて

・ 委員から「今後の水道事業経営についての諮問を受け、審議も終盤を迎えている中、料金制度の見直しをどの程度審議するのか。」との質問があり、事務局から「この審議会は、主に料金改定を審議していただいているが、ここ 10 年は料金改定がなく経営プランを中心に審議していただいている。経営プランの前提は水道料金収入であり、平成 20 年に審議会から料金のうち逦増制について見直すべきとの答申がなされた。逦増制は、需要抑制を目的に採用してきたが、水需要の減少下にあっては需要抑制の必要がなく議論すべき案件であり、国・県も見直すべきとしている。今回見直しを行わなければ、今後 4～5 年は見直しのタイミングを失うと考えて提案したものである。」との回答があった。

・ 委員から「逦増制緩和の必要性は理解できるが、10 年近い前の答申を受け、逦増制だけを問題だとするのはいかがか。9 割を占める固定費について使用者がどう負担するのかという料金制度全体のあり方を議論すべきであり、審議会委員の任期もわずかであることを考えれば、次期審議会へ様々な考え方を残すという進め方が良いのではないか。そもそも、今後の更新需要から見てどこかの段階で値上げが見込まれる中、結果として値下げとなる見直しの必要性があるのか。」との意見があり、事務局からは「資本費の配分、逦増度見直しの程度など、料金制度

全体のあり方を考えていくのが正しいと考えるが、これだと相当先の見直しとなる。一方、黒字経営が続くこの時期に、逓増制の緩和を理由に小口部分の料金値上げすることは市民の理解が得られない。結局、今後料金値上げとなった時、仮にそれが10年以上先であれば、それまでは逓増度も緩和できないことになると考えたため今回提案したものであるが、原案にとらわれず、審議会の中で自由に議論していただきたい。」との発言があった。

○ 最高単価削除だけの見直し案について

- ・ 委員から「最高単価を引き下げた場合、将来は小口料金が大幅な値上げになると思われるので、全体的な値上げに併せて逓増度を緩和したり、最高単価の廃止ではなく最高単価の引き下げなど、他にいろいろな方法があるのではないか。」との意見があり、事務局からは「小口料金の原価割れ分を大口料金が負担している状態を見直そうという考え方であるが、今回最高単価の引き下げだけを行うと、将来小口料金を値上げをする時、小口需要者からは時間差攻撃を受けたという意見をいただく可能性はあると思われる。」との発言があった。

○ 均一料金制の影響について

- ・ 委員から「水量料金は均一料金が理想であり逓増制は見直すべき課題である、ということは初耳である。そもそも本市で均一制を採用したことがあるのか。」との質問があり、事務局から「理想形は均一料金制であるが、これだと小口利用の料金が跳ね上がってしまうため現実的には移行しづらく、同規模団体等でも採用はごく少数であり本市も採用したことはない。」との回答があった。
- ・ 委員から「日ごろ節水に努めている人でさえ自分の使用水量が最低単価の第1段階から倍の単価の第2段階になることに気にかけておらず、本市が逓増型料金であること自体、あまり認識されていないはず。この様な中、例えば月20 m³の小口使用者が均一料金となった場合の試算では、現在料金よりも2ヶ月分で1,500円ほどの値上げとなり、逓増制緩和を理由とする料金改定について理解を得ることは相当難しいのでは。」との意見があり、事務局からは「国も均一料金を理想としているが、これだと小口使用者は大幅な値上げとなってしまうため、市民の理解を得られない。一気に均一料金を目指すのではなく、今回はそこにたどり着くための手始めとしての提案である。」との発言があった。

○ 用途別料金制導入の可能性等について

- ・ 委員から「固定費用が多くを占める給水原価について、事業者や市民とでは1 m³当たりの料金格差が大きいという認識はある。水を多量に使うにはそれなりの施設整備が必要であるやに聞いたことがあるが、大量生産するほど原価は安くなる経済原則もまた然り。この点、均一料金に近づけていく方向性は良いと思う。そこで、料金収入総額を変えない中、難しい課題があるかもしれないが、例えば口径により業務用・生活用水を区分し業務用は相応の負担をするなど、一部用途別的な体系を検討すべきと思うが、そのようなシミュレーションは可能か。」との意見があり、事務局からは「同規模事業体等では、口径別料金体系でありながら、家事用・業務用を分けて水量料金を設定していると考えられる様なところがある。例えば口径20 mmまでは比較的安い料金単価、口径25 mm以上比較的高い料金単価とするなど、水量料金を口径別に単価設定している。同規模団体等では、本市の様に全口径で同一料金とするところよりも多い現状である。」との発言があった。
- ・ 委員から「小口料金は上げられず、大口料金を下げるのであれば、そのひずみ

は中間層の負担が増える可能性が強く、中小企業いじめにつながらないか危惧する。」との意見があり、事務局からは「工夫の例として、ある事業体では、口径25mmを業務用とした上で、一定の使用水量までは生活用の単価を適用して徴収して事例もある。」との発言があった。

○ より広範な資料による審議の必要性について

- 委員から「資料16中9頁の『水量料金見直し案(例)』に数字等が入っていないのはなぜか、また、最高段階の第5段階に該当する使用件数が少ないことから廃止案を立案したのか。」との質問があり、事務局からは「最高単価だけではなく、その下の段階も含めれば様々なパターンが考えられることから、例ではあえて数字は入れずに考え方を表記したものである。なお、第5段階対象者は利用者全体の約1%で約1,500件である。」との回答があった。
- 委員から「資料16中5頁に『平成29年度から3～5年の次期料金算定期間は現行料金体系で収支均衡を図ることは可能』とあるが、これまで老朽施設の更新需要は増大していく説明を受けており、変更案の各パターンにより収支見通しがどう変わるのかシミュレーションを示し、検討すべき。」との意見があり、事務局からは「現行料金体系で3～5年は収支均衡が図れると説明した根拠は、昨年説明したアセットマネジメント取組の中の「長期財政収支見直し」である。そこでは現行料金水準で20年程度は資金収支が成り立つ試算をしており、仮に第5段階を廃止した場合の年間約1.5億円の減収であれば、事業運営は可能であると考えたことによるもの。なお、市独自の施設更新基準に変更が生じれば見直しも変わる変動要因はあるが、いくつかの変更パターンのシミュレーションの作成はできる。」との発言があった。
- 委員から「資料には、水量料金単価の段階を減らす逡増制緩和策のほか、個別需給給水契約制度や逡増逡減型料金制度の参考事例など、課題への対応策が多数提示されている。審議回数が少ないので、本市に当てはめた具体的なシミュレーションがないと、結論づけは困難であり、意見の集約にとどまってしまう。」、また「これまでの審議から、将来的には更新需要の増大等により水道料金値上げの必要性が見込まれるのに、現在は黒字だから黒字減らしをするという様な印象を受け、違和感を覚える。最高単価の廃止案を急いで結論づけるのではなく、段階を踏んで料金制度全体を長期的に見直していくことが必要だ。」との意見があり、事務局からは「今回の資料には、産業振興面の政策的意味合いもある逡増逡減型料金体系や個別需給給水契約制度なども参考掲載したので、論点が分かりづらくなっている。料金格差の問題は、原価に対し売値を誰にどのくらい配分するかであり、本市は料金全体では1㎡あたり約220円であるのに対し、小口には160円位、大口には250～270円位で売っている。これを踏まえ、料金収入総額を変えずに、大口を下げれば小口が上がるが、その小口を上げるわけにいかないので減収のシミュレーション案を示した。今次審議会の審議は残り1回と決めつけなくても良いと考えるし、次回の審議会では料金格差の平均データや、逡増度の変更シミュレーションなどの資料を整え、もう一度議論していただき、ここ10年来の逡増制の宿題について審議はしたが、現時点では緊急性はないので、こういう課題があるといった提言にとどめるなどの着地点を見出していきたい。」という発言があった。
- 委員から「本市の水量料金の格差は3.16倍であるが、全国平均はいくらか」と

の質問があり、事務局からは「水量料金だけの増加度合を意味するものとして「格差」の全国集計はない。ただし、次回、同規模団体等の 51 事業体のデータを比較分析して格差の資料を作成し、説明したい。」との回答があった。

- ・ 委員から「(次回議論の際は)今の審議委員は10年前の経緯を知らないため、当時逡増度を緩和していく必要があると決議した状況が今も通用するのか分からない。事務局説明は水量料金の単価は誰も同じであるべきという考えに収束させようとするものであるが、10年前の経過からひも解いて、なぜ逡増度を緩和する必要があるのか、逡増度の高いところだけが問題なのか、全体的に見直す必要があるのかなどを一旦整理しないと議論が進みにくいと思う。」との意見があった。

9 その他

次回の日程等

- 第 11 回審議会について

日時：平成 28 年 8 月 4 日（木） 午後 3 時から 5 時まで

場所：水道局 3 階 第 1 会議室

10 閉会